

9 月 8 日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「With コロナに向けた政策の考え方」の主な概要

高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化と患者の療養期間の見直しを行うなど、**新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行**

⇒**今後、今回を上回る感染拡大が生じて、一般医療や救急医療等を含む我が国の保健医療システムを機能させながら、社会経済活動を維持**

- ① **全国一律の全数届出の見直し（9 月 26 日～）** ※ 宿泊療養や配食等は、届出の有無にかかわらず、希望する患者に対して実施可能
- ② 全国民を対象としたオミクロン株対応のワクチンの接種推進（10 月半ばを目途）
- ③ 陽性者の自宅療養期間を短縮（9 月 7 日～）

全数届出見直しの概要

■ 患者の発生届出の対象を、「**全数**」から、「**4 類型**」に限定

※ 4 類型：① 65 歳以上の者、② 入院を要する者、③ 治療が必要な重症化リスク者、④ 妊娠している者

■ 自宅で速やかな療養開始を希望する方は、**検査キットでセルフチェックし、健康フォローアップセンターに連絡して自宅で療養**

■ 発生届出対象外患者が**安心して自宅療養可能な環境を整備（健康フォローアップセンター）**

■ 陽性者や濃厚接触者に対する**外出自粛要請は継続、届出対象者は就業制限有**

（症状軽快から 24 時間経過又は無症状の場合には、自主的な感染予防行動の徹底を前提に、生活必需品の買い出しなど必要最小限の外出を許容）

■ 届出対象外患者の方も含めて、**感染者総数を継続把握**

府の対応方針

○ 国方針に基づき、**9 月 26 日から全数届出を見直し。**

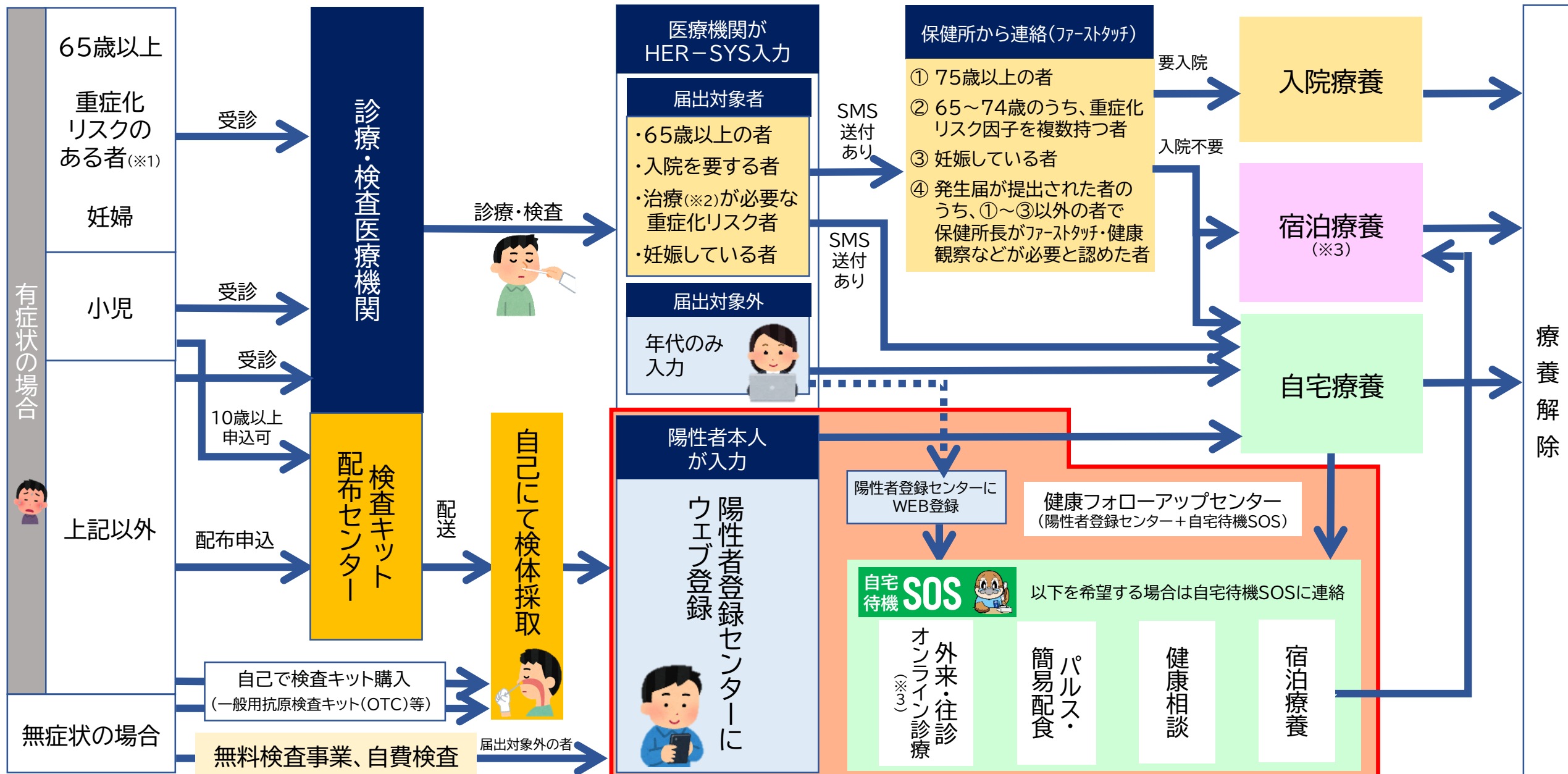
○ 届出対象外患者の情報を登録する「陽性者登録センター」（新設）と、登録者への支援等につなげる「自宅待機 SOS」の機能を合わせた「健康フォローアップセンター」を新たに設置。

○ 新型コロナが感染症法上 2 類相当とされていることから、**原則、宿泊療養や配食等の自宅療養支援を継続。**

○ 自宅療養者の外出自粛のあり方や治療薬の普及など国の動向や他府県の状況も踏まえつつ、**新型コロナウイルス感染症にかかる保健、医療・療養体制について、段階的に、通常の疾患における体制への移行をめざす。**

⇒ **行政主導による体制整備から、医療機関、高齢者施設等、府民が各自、「備え」や「対策」を行う「With コロナ」体制への転換**

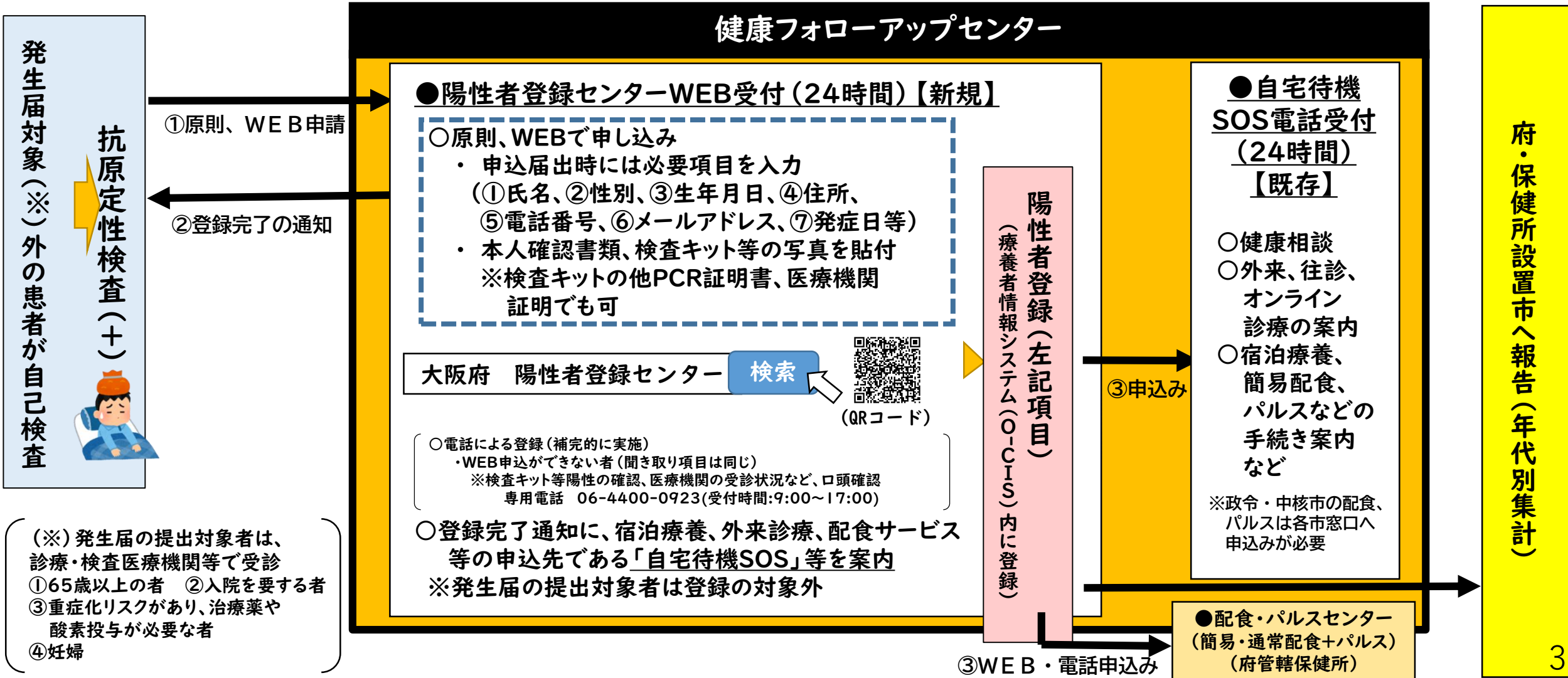
【全数届出見直し後】受診から療養解除までの流れ

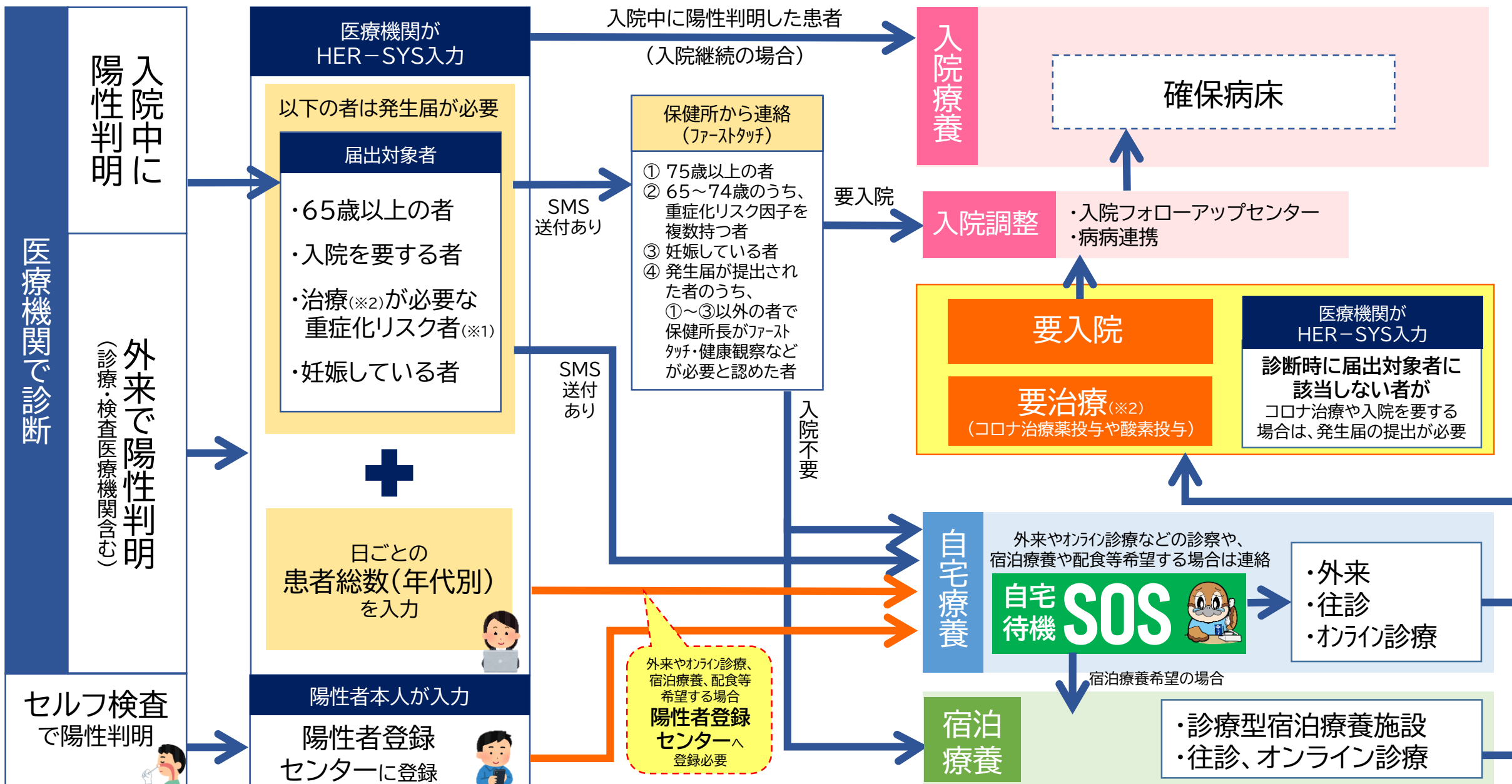


(※1)重症化リスクのある者:悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者
 (※2)治療:新型コロナ治療薬(中和抗体薬(イブディ、セビディ)、抗ウイルス薬(パネビット、ラゲリタ、バクラー)、免疫抑制・調整薬(ステロイド薬、トリスマブ、パルシコブ)の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要となる者
 (※3)発生届対象外の者が治療(新型コロナ治療薬の投与や新たに酸素投与)が必要になった場合や、入院を要する場合は、医師による発生届の提出が必要(保健所長が提出する場合も考えられる)。

- ◆国の全数届出見直しを踏まえ、新たに「陽性者登録センター」を設置。
- ◆「陽性者登録センター」と既存の「自宅待機SOS」を府の健康フォローアップセンターと位置付け。
- ◆「陽性者登録センター」では、原則、陽性者の登録をWEBで受付（WEBが使えない方などは電話受付）。
- ◆「陽性者登録センター」への登録については、登録完了を通知。療養証明書は発行せず。

令和4年9月26日開始





※1)重症化リスク者:悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者
 ※2)治療:新型コロナ治療薬(中和抗体薬(ロズリブ、ゼビュイ)、抗ウイルス薬(パロビッド、ラガリア、バククリ)、免疫抑制・調整薬(ステロイド薬、トリスマブ、バリンゴ)の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

新型コロナウイルス検査で陽性になった方へ

保健所から連絡(SMS等)があります。

あなたは
こちら

【A】 発生届の対象の方

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 新型コロナ治療が必要な重症化リスクのある方
- ④ 妊婦の方



左記①～④に該当しない方は、保健所からの連絡はありません。

あなたは
こちら

【B】 発生届の対象外の方

陽性者登録センターにご登録をお願いします。



大阪府 陽性者登録センター

〇WEBで登録(24時間受付)

大阪府 陽性者登録センター **検索**

- ・必要項目:①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス等
- ・本人確認書類、検査キット等の写真を添付

〇登録審査完了後、メールが届きます。

※WEB申込みができない方のみ電話による登録ができます。
専用電話 06-4400-0923(受付時間:9:00~17:00)



(QRコード)

宿泊療養などを希望する方は、陽性者登録センターに登録後、お電話ください。

自宅
待機 **SOS**



©2014 大阪府もずやん

- 〇体調が悪化した
- 〇外来診療、往診等を行う医療機関を探している
- 〇宿泊療養、簡易配食サービス、パルスオキシメーターの貸出を希望する

※ 申請状況により申し込めない場合があります。
※ 政令・中核市の配食、パルスオキシメーターは各市窓口へ申込が必要です。

自宅待機SOS (電話 0570-055221) に連絡(24時間対応)

療養証明
書類

- 【A】 発生届対象の方：療養証明書は「MY HER-SYS」にてご自身で確認してください。
【B】 発生届対象外の方：療養証明書の発行はできません。

療養期間

		0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
	例)	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12
自宅・ 宿泊療養者	症状の ある方	発症日	不要不急の外出自粛(7日間)							療養 解除	検温等の健康観察や、 自主的な感染予防 行動の徹底		
			不要不急の外出自粛(7日間)							療養 解除			
	症状の ない方	検体 採取日	不要不急の外出自粛(5日間)					抗原検査 キット※陰性	療養 解除	検温等の健 康観察や、自 主的な感染 予防行動の 徹底			

・症状軽快してから24時間がたった場合は生活必需品の買い出しなど必要最低限の外出は可能です。ただし、感染予防対策を徹底してください。
※陰性確認のために抗原定性検査キット無料配布を大阪府に申し込むことはできません。抗原定性検査キットは自費とし、薬事承認されたものを使用してください。

自宅療養等

自宅療養に必要な情報や支援内容を掲載しています。

大阪府 自宅療養支援サイト **検索**



(QRコード)

同居者の方への対応

同一世帯内で陽性者が判明した場合、
同一世帯の同居者は全て濃厚接触者になります。

大阪府 陽性者と濃厚接触者 **検索**



(QRコード)